

令和3年度

第19回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和4年1月12日（水曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会会議室

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
議案第7号	賃借料情報の提供について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷 知彦
課	長	中村 保
副 課	長	山本 哲也
班	長	藤田 誠一
事務主査		西森 和子
事務主査		中谷 雅昭
事務主任		殿元 輝之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第19回農業委員会総会を開催いたします。

なお、報告事項につきましては、議案書P20以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） 新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。それでは、ただいまより、第19回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る12月27日、曾根委員、中尾委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、辻本委員に申し上げます。それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。各相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの

で、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で11件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまふ。No. 1、2については無償で贈与します。また、No. 4については現時点で進入路がありませんが、農地法第5条許可申請No. 5と関連しており、転用後の自宅の敷地を通過して当該申請地を耕作するとのことです。No. 8から10については、持ち分の移転で、3人の共有名義の土地につき2人の持ち分を残り1人に移転します。各自の持ち分を土地ごとに一人に集約することで、耕作・管理しやすいようにしたいとのことです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1 申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から南東約・・・mに位置し、

おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請地の西側隣接地に申請人の自宅があり、自身の生活環境を確保する目的から当該申請地を庭用地として転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしていると思われる。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、今後の事業拡大に伴ってバスの駐車場用地を確保するため、自社営業所の隣接地である当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 2申請地は、東山東地区・・・、伊太祈曾駅から北東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は賃貸住宅に居住しておりますが、子供が生まれ非常に手狭になってきたため、実家に近く、耕作地も近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。また、使用貸借権設定です。

No. 3申請地は、小倉地区・・・、紀

伊小倉駅から北西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請地の東側を駐車場として利用していますが、車の保有数が増え駐車スペースが不足してきたため、当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 4申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬から南西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、今後の事業拡大に伴って、資材を置くスペースを確保することから、当該申請地を露天資材置場へ転用申請するものです。

No. 5申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴って非常に手狭になってきたため、実家に近く、生活環境が整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。また、議案第2号 農地法第3条の許可申請No. 4と関連しています。先程、説明いたしましたので割愛いたします。

No. 6申請地は、小倉地区・・・、船戸駅から南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は現在親とともに暮らしておりますが、子供の成長に伴って手狭になってきたため、実家に近く、耕作地にも近い当該申請

地を農業者住宅として転用申請するものです。また、使用貸借権設定です。

No. 7 申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から南東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請地は生活環境が整っており住宅用地として適地であるため当該申請地を長屋住宅へ転用申請するものです。また、使用貸借権設定です。

No. 8 申請地は、川永地区・・・、紀伊駅から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが店舗企業の誘致から企画、立案、施工と幅広く事業展開を行っております。今後の事業拡大に伴って、建築資材を置くスペースが不足してきたことから、県道に面しており交通の便が良い当該申請地を露天資材置場へ転用申請するものです。

No. 9 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人が現在居住している住まいが、子供の成長に伴って非常に手狭になってきたため、実家に近く、生活環境が整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 10 申請地は、小倉地区・・・、光恩寺から北約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であるため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営む法人で、建築資材を保管するスペースが不足し

ていることから自社事務所の隣接地である当該申請地を露天資材置場として利用するため転用申請するものです。

No. 11 申請地は、和佐地区・・・、紀伊風土記の丘カースクールから南東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は賃貸住宅に居住しておりますが、子供が生まれ非常に手狭になってきたため、実家に近く、耕作地も近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。また、使用貸借権設定で、令和3年10月26日付で農用地区域を除外しております。

No. 12 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、申請北側に隣接する土地を居住用として購入する予定ですが、そこに至る進入路を確保するために当該申請地を転用申請するものです。

No. 13 申請地は、和佐地区・・・、河南サービスセンターから南東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は、・・・の・・・を営んでおりますが、・・・の・・・の新品の開発に伴って、当該商品を保管する場所を確保するため、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No. 14 申請地は、和佐地区・・・、河南サービスセンターから南東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支

所があるため第2種農地に該当します。申請人は、・・・の・・・を営んでおりますが、・・・の・・・も行っております。No. 13の資材置場を管理するにあたっての従業員の車、業務用トラック等を駐車するスペースを確保するため、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしていると思われる。

なお、No. 10については現地調査・事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 10につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので曾根委員さん報告願います。

◆13番（曾根 光彦） No. 10について報告します。

去年12月27日、岩橋章博委員、中尾委員、事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。今回の申請地は、和歌山市・・・地目、田で現況は畑で面積1,029㎡の第2種農地であります。今回申請に至った理由は、譲渡人・・・氏が高齢となり、管理することが難しくなったため、以前より土地売買の話が隣接地である・・・と話が進み、売買契約に至りました。譲渡人・・・の設立年月日は、・・・で、資本金・・・円、年間売上額約・・・円で、従業員数・・・名、事業内容としては、・・・等、幅広く行っている事業者であります。既存の資材置場等手狭となっていたため、今回の申請に至りました。なお、擁壁については、既存の擁壁を使い土地については、整地を行い碎石で仕上げるそうです。雨水等排水については、南側既存の側溝に流す計画で紀の川左岸の同意及び隣接の

方の同意も頂いているそうです。特に問題無いものと思われそうですが、委員皆様方の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。また、資材置場には、単管、コンパネ、重機等、置く計画であります。報告は以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が11件ございました。賃借権が3件、使用貸借権が8件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1から8については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 9から11については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が22,395㎡、畑が7,800㎡、合計面積が30,195㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は田が6,198㎡、畑が1,463㎡、合計面積が7,661㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和3年11月8日、同年11月25日、紀伊地区府中(28件、73筆)で丸山委員、藤原推進員と、令和3年11月12日、山口地区落合(7件、36筆)で小栗推進員と、令和3年11月30日、小倉地区金谷(16件、38筆)で吉川委員、高倉推進員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書11件の提出がありました。面積は、田が13筆、5,276㎡、畑が16筆、8,167㎡で合計29筆、13,443㎡です。

No.1からNo.11について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 賃借料情報の提供について、提案いたします。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

本件につきましては、農地法第52条に基づき、地域における農地の貸借の賃借料の目安となるものを農業委員会が調査し、情報提供するものです。具体的には、過去1年間の実際に締結されている賃貸借契約のデータを収集、大字単位などの地域別、水稻、普通畑などの種類別に調査、平均額等を算出し情報提供するものです。下欄の注意書きに基づき集計しています。

和歌山市においては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権促進事業による賃借料データを地域別に集計、平均額を算出し、市街化調整区域13地区を対象に情報提供しております。

なお、令和3年12月末日時点での水利費が借人負担のものについては5,000円とし、お米を渡している方については60kgあたり12,300円として計算しております。また、楠見、直川、岡崎地区については過去1年間、算出元となる契約がございませんでした。

田(水稻)の部としては、参考として和歌山市平均では5,400円となっております。なお畑の部として名草地区のみとなり、平均15,000円となっております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第19回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会